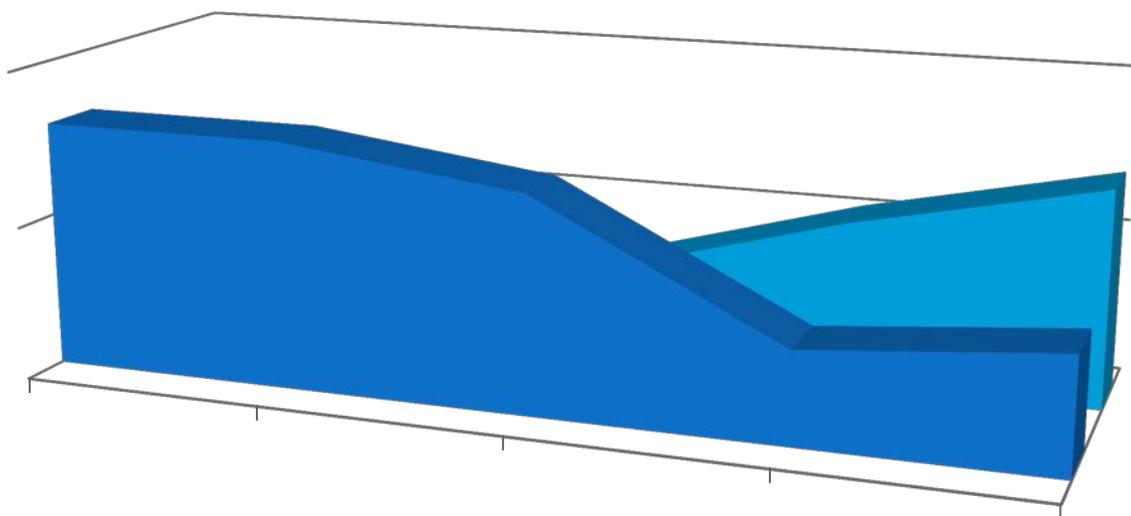


公的統計の作成方法の公表に関する 政府横断的な取組について



総務省

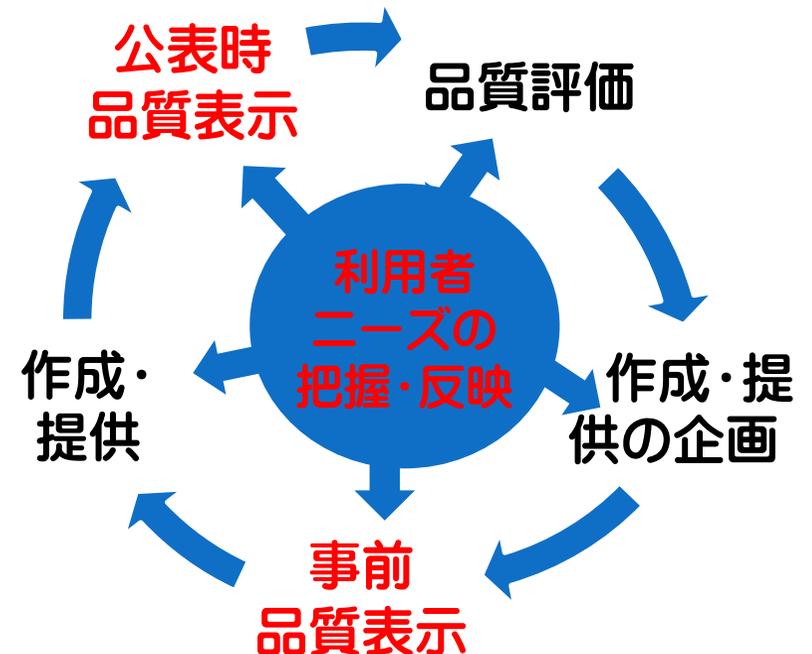
平成28年10月25日
政策統括官(統計基準担当)

1 公表に関する取組の現状 -品質表示(品質説明)の充実を目指して-

「有用性の確保」= ニーズに応じた統計の的確な整備
【第1期基本計画の基本的な視点】

「有用性の確保」に当たっては、**品質表示の充実**・品質評価を通じ、自主的な改善を継続的かつ体系的に進めることが必要

各府省では、「品質保証」(Quality Assurance)活動を推進するための標準的な指針として、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月各府省統計主管課長等会議申合せ)を策定し、**メタデータの公表(提供)を含めた品質表示の充実に向けて府省横断的な取組を展開中**

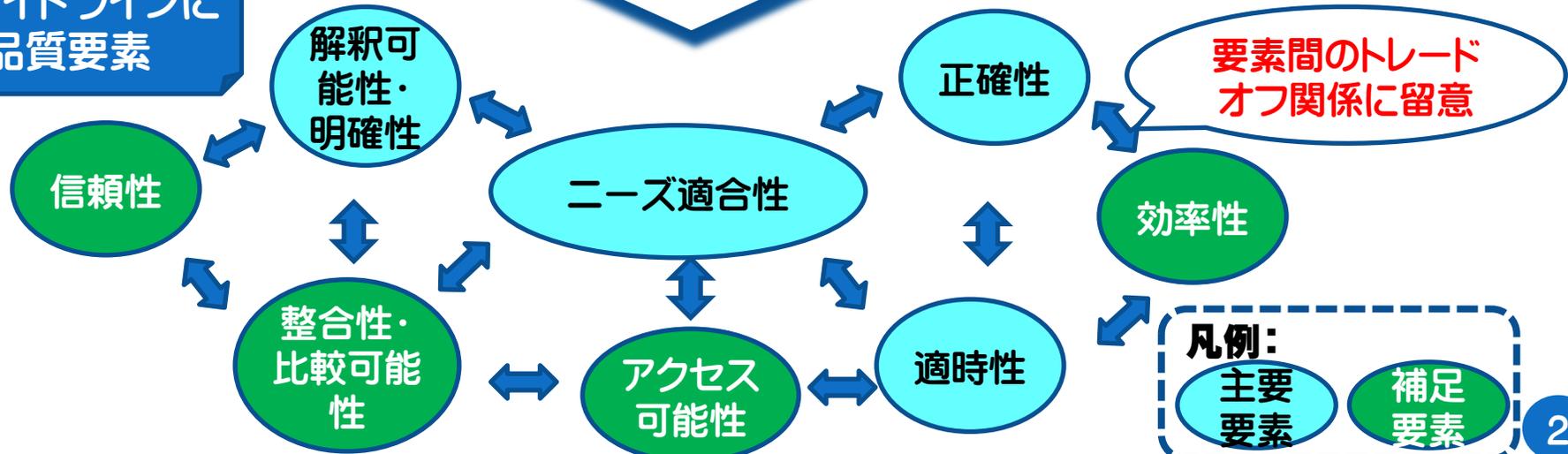


2 ガイドラインの基本的な考え方

■ 国際機関等における品質の要素の例

- ◇ IMF (DQAF, 他にSDDS)
品質の前提条件、規範性の保証、方法の健全性、正確性及び信頼性、有用性、アクセス可能性
- ◇ OECD
適合性、正確性、信頼性、適時性、アクセスのしやすさ、わかりやすさ、整合性、コスト効率
- ◇ Eurostat
ニーズ適合性、正確性、適時性と時間厳守性、アクセス可能性と明確性、比較可能性、一貫性
- ◇ カナダ統計局
ニーズ適合性、正確性、適時性、アクセス可能性、解釈可能性、一貫性
- ◇ オーストラリア統計局
制度的環境、ニーズ適合性、適時性、正確性、整合性、解釈可能性、アクセス可能性

我が国のガイドラインにおける品質要素



3 ガイドラインに基づく品質表示の概要①

- ガイドラインに規定する「品質保証」とは、利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供に当たって、品質表示の充実や品質評価の取組を通じ、自主的な改善を継続して進める体系的な活動と位置付け。品質表示は、品質評価の基礎資料としても重要
- また、公的統計の作成・提供に当たっては、作成に協力する国民の理解・支持が不可欠なことから、統計利用者でもある国民の要求を受け止め、国民に対する説明責任を果たすという観点も

品質表示の目的等

- ・ 従来から実施している「統計調査業務の業務・システム最適化計画」との整合性を図りつつ、取組を充実・発展
- ・ 公的統計の有用性の確保、国民の理解増進等の観点からも、品質表示の充実に積極的に取り組む

品質表示の実施方法

- ・ ガイドラインに定められたチェックリストを基本として、チェックリストを定め、検討、決定
- ・ その際、利用者の範囲や利用目的等によって差異があることに留意し、効率的・効果的に対応
- ・ 結果公表の事前と公表時の二段階に分けて実施。ただし、正誤情報は遅滞なく提供

品質表示の見直し

- ・ 作成内容に重要な変更があった場合や、重要な変更がない場合にも概ね3年に1回は見直し
- ・ 3年以上の周期又は不定期に作成する統計は、その企画時又は公表後に見直し

3 ガイドラインに基づく品質表示の概要②

適用範囲

基幹統計(統計法第2条第4項)

※加工統計・業務統計を含む

一般統計調査(統計法第2条第7項)

基幹統計から優先的に取組
(業務統計についても準じて取組)

実施方法

実施体制

可能な限り客観性・専門性を担保できる体制を構築

品質の表示

- 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」との整合性に留意
- ガイドラインに掲げられた「公的統計の品質表示事項」に基づいて表示の充実を実施
- 表示内容は、「調査統計」と「調査によらない統計」、事前・事後に区分して規定

調査統計			調査によらない統計		
調査の概要 〈事前〉	調査の結果 〈結果公表時〉	その他 〈公表前又は適時〉	調査の概要 〈事前〉	集計結果又は 推計結果〈結 果公表時〉	その他 〈公表前又は適 時〉
目的、沿革、根拠法令、対象、抽出方法、調査事項、調査票、調査時期、調査方法、公表期日前の情報共有範囲等	用語の解説、結果の概要、集計・推計方法、利用上の注意(回収率等の結果精度に関する情報を含む)、正誤情報、統計表一覧等	公表予定、Q&A、問合せ先、過去情報等	目的、沿革、作成方法等	用語の解説、結果の概要、利用上の注意、正誤情報、統計表一覧等	公表予定、Q&A、問合せ先、過去情報等

4 ガイドラインに基づく取組の現状

- ガイドラインについては、現在、民間事業者等に委託して実施している業務の管理を中心とした「品質評価」に係る見直しに優先的に取り組んでいるところ
- また、品質表示については、各府省において自主的に取組を推進

政策統括官室の役割

- ・ ガイドラインの策定に当たって、府省横断的な検討組織の事務局として検討を主導
- ・ 策定後も、引き続き**ガイドラインの見直しや優良事例の共有を、関係府省一体となって推進**

近年の公表状況

- ・ 関係府省のウェブサイトを確認したところ、最近(平成26年度～同27年度)結果公表を行っている基幹統計調査45調査のうち、抽出方法に関しては該当する全てで公表されているものの、抽出率・目標精度は5割前後、回収率は2割強の公表にとどまっている状況
- ・ また、同様に、一般統計調査197調査のうち、抽出方法に関しては該当する全てで、回収率も7割弱が公表されているものの、抽出率は約1割、目標精度は約2割の公表にとどまっている状況

加工統計の特殊性

- ・ 加工統計調査については、統計法に基づき基幹統計に指定された場合は統計法第8条の規律が適用。ただし、詳細は、未規定
- ・ また、**加工統計もガイドラインの対象となっているものの、「作成方法」の詳細は未確定の状態**

5 今後の展望 -品質表示の更なる充実に向けて-

● 第Ⅱ基本計画策定時の評価等

- ◇ 平成24年度統計法施行状況報告審議では、品質保証活動について、「統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成の透明性の確保に向け、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した、社会の情報基盤として**優れた統計を作成・提供するためにも継続的な取組が必要**」、「取組に着手しているものの、**必ずしも十分な成果を上げるに至っておらず、取組の強化が必要**」と評価
- ◇ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）においても、**統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることが盛り込まれているところ**



● 第Ⅱ期基本計画における取組の方向性

- ◇ 第Ⅱ期基本計画では、「**統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進**」を、**施策展開に当たっての5つの基本的な指針・方針の1つとして位置づけて重視**
- ◇ 品質表示を含めた「品質保証」の取組は、終わりのない取組。今後とも、引き続き取組の強化を進め、**新たな課題を含めて、一つ一つ着実にその改善を図ることが必要と認識**